

註) 以下の文章は、現在の内容を参考にまとめたものです。内容が変わることがあります。

就学援助制度

福岡市教育委員会では、お子様の学校での学習に必要な費用を援助する「就学援助制度」を設けています。

支給対象の主なもの

給食費・学用品費・入学準備金・社会科見学費・修学旅行費・卒業記念品費

支給時期（原則）

1 学期－ 7 月

2 学期－ 1 2 月

3 学期－ 3 月

対 象 者

市民税の所得割額が、本市で定める基準以下（参考：H23 年度 62,500 円以下）である家庭などが対象です。

※ 基準以下であるかは、両親合算の額でみます。

申請に必要な書類

- ① 所得証明書など
- ② 印鑑（朱肉印）
- ③ 保護者名義の金融機関の通帳

認 定

7 月 3 1 日までに申請された方 → その年度の 4 月 1 日からの認定
8 月 1 日以降に申請された方 → 申請された月からの認定

申 請 先（どちらか一方）

- 教育委員会学事課（福岡市役所 1 1 階） TEL 7 1 1－4 6 9 3
- 原西小学校事務室 TEL 8 3 1－6 9 6 0